

健康事業の予約受付中

人間ドックの予約はお済みですか。医療機関に人間ドックや脳ドックの予約をしたら、共済会にも助成金の予約をしてください。「人間ドック受診助成金給付申請書」を提出することにより、助成金の予約ができます。原則として予約申込順で、予算の範囲内となりますので、詳しくは、事務局にお問い合わせください。

◆健康事業 (人間ドック受診助成)を ご紹介します

■内容

会員の皆様が健康な体で元気に働くことができるように、三十五歳以上の会員が人間ドック※を受診した場合に受診費用の一部を助成します。医療機関の指定はありませんが、できるだけ酒田市内の医療機関で受診してください。

※人間ドックとは、医療機関において「人間ドック」「脳ドック」と称して実施しているものをいいます。

■助成額

受診費用の1/2（上限一万円・二千円未満の端数は切り捨て）を助成しま

す。ただし、一人年一回、予算の範囲内までとします。

■助成金の請求

人間ドック受診前に、評議員が会員（受診者）の代理人となり、「人間ドック受診助成金給付申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

■助成金の支給

人間ドック受診後に、評議員が会員（受診者）の代理人となり、領収書のコピーを提出してください。助成金額が決定次第、評議員に通知し、指定の口座へ振り込みますので、会員（受診者）へ支給してください。

■助成金の請求期間

請求期間は、人間ドックを受診した日から三十日以内となっています。期限を過ぎた申請は無効になりますのでご注意ください。

7月18日現在の
共済会加入状況は、
54事業所・358名です。



◆リフレッシュ事業 (施設利用助成)を ご紹介します

■保養施設

酒田市中小企業共済会と施設の間、割引利用契約を締結しています。現在三十四施設と契約しています。

■助成額

一泊二日を原則として、会員及び家族※1人につき一千円の助成券を発行します（年一回）。会員の家族が保養施設を利用する場合は、会員と同伴のときに限り助成の対象となります。

※家族とは、会員の配偶者、子、孫及び祖父母までとします。

■利用方法

予約は直接施設にお願いします。利用が決まりましたら、評議員が会員（利用者）の代理人となり、事務局に「施設利用助成券交付申請書」を提出してください。利用助成券を発行します。

チェックアウトの際に、会員証を提示し、助成券をお渡しください。施設の利用宿泊料金から助成額を差し引いた額を支払っていただきます。

(例) 会員と配偶者、子二人の場合、

四千円を差し引いた額が支払額となります。

平成二十年度第一回理事会開催

五月十三日午後四時三十分から、酒田産業会館で平成二十年度第一回理事会が開催されました。平成二十年度評議員会に諮る内容について審議、会員の加入促進について一層の努力をすることを確認しました。

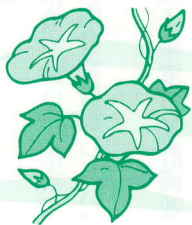
また、理事会に加入促進部会（担当理事4名）、親睦事業部会（担当理事3名）を設置することも決まりました。

平成二十年度第二回理事会開催

五月二十二日午後三時から、酒田勤労者福祉センターで平成二十年度第二回理事会が開催されました。平成二十年度評議員会について協議、また加入促進活動について理事が積極的に展開していくことを確認しました。

◆発行者

酒田市中小企業共済会
酒田市中町二一五一〇 酒田産業
会館一階 酒田市商工港湾課内



TEL 26-5757

FAX 22-3910